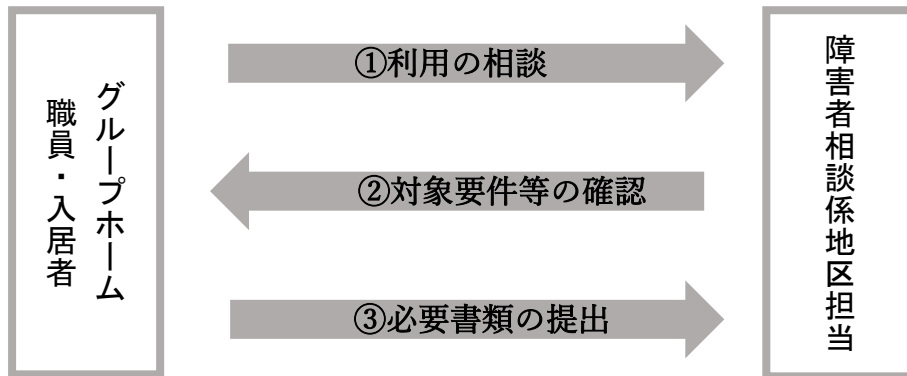


グループホーム入居者の通院等介助の 申請までの流れ

グループホーム入居者が慢性疾患等で定期的な通院が必要で、グループホーム世話人等が個別に対応することが困難な場合は、通院等介助を利用することができます。

※障害者相談係地区担当にご相談ください。



対象者の要件等

- ✓ 障害支援区分 1 以上
- ✓ 慢性疾患等で医師の指示により定期的な通院が必要
- ✓ 個別支援計画に位置付け
- ✓ 月 2 回までを限度

手続に必要な書類

- ◆ 申請書（様式第 1 号）、計画相談支援と同時申請の場合（様式第 17・18 号）
- ◆ 申告書（様式第 24 号）
- ◆ サービス等利用計画（案）
- ◆ 福祉サービス受給者証（すでに他のサービスを利用中の方のみ）
- ◇ 医師意見書（GH 入居者の通院等介助利用申請用）【所定の書式】
- ◇ グループホーム入居者の通院等介助利用理由書【所定の書式】
- ◇ グループホーム個別支援計画（案）【事業所の任意の書式】

問合せ先

西東京市健康福祉部
障害福祉課障害者相談係
電話：042-420-2805